

岩手県告示第816号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定により、指定養育医療機関の診療科名の変更について次のとおり届出があった。

平成20年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定養育医療機関 の名称	所在地	診療科名		変更年月日
		変更前	変更後	
岩手県立花巻厚生 病院	花巻市御田屋町4番 57号	内科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科	内科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科	平成20年10月1日
岩手県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平 17番地	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科	内科、心療内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科	〃